

新旧対照表

○ 道路交通法に係る処分基準

(赤文字及び下線部分は改正部分)

改定案	現行	備考
処 分 基 準 令和 年 月 日作成	処 分 基 準 令和 5年 7月 1日作成	
法 令 名:道路交通法(5-35)	法 令 名:道路交通法(5-35)	
根 抱 条 項:第108条の32の2第5項	根 抱 条 項:第108条の32の2第5項	
処 分 の 概 要:運転免許取得者等教育の認定の取消し	処 分 の 概 要:運転免許取得者等教育の認定の取消し	
原権者(委任先):千葉県公安委員会	原権者(委任先):千葉県公安委員会	
法 令 の 定 め:道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、 第2条(運転免許取得者等教育指導員)、第3条(設備)、第4条(課程の基準)	法 令 の 定 め:道路交通法第108条の32の2第1項(運転免許取得者等教育の認定) 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条(課程の区分)、 第2条(運転免許取得者等教育指導員)、第3条(設備)、第4条(課程の基準)	
処 分 基 準:都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	処 分 基 準:都道府県公安委員会は、道路交通法第108条の32の2第1項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 この認定を取り消す場合の基準は別紙1及び別紙2のとおり。	
問い合わせ先: 交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係(043-274-2000)	問い合わせ先: 千葉県警察交通部運転免許本部運転教育課 教習所指導係(043-274-2000)	
備 考:	備 考:	

改定案	現行	備考
[別紙1 略]	[別紙1 略]	
別紙2	別紙2	
1 認定の審査 [(1)～(2) 略] (3) 課程の基準の適合性 [ア 略] イ 高齢者講習同等課程 認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和4年 <u>9</u> 月 <u>26</u> 日付け警察庁丙運発第 <u>3</u> <u>1</u> 号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。 [(ア)～(イ) 略] [ウ 略] [2～3 略] [別添 略] [別記様式第1～3号 略]	1 認定の審査 [(1)～(2) 略] (3) 課程の基準の適合性 [ア 略] イ 高齢者講習同等課程 認定の審査に当たっては、当該課程の内容が「高齢者講習の運用について」（令和4年 <u>3</u> 月 <u>2</u> 日付け警察庁丙運発第 <u>8</u> 号。以下「高齢者講習運用通達」という。）及び「高齢者講習の運用に関する細目について」（令和4年3月2日付け警察庁丁運発第48号）に準拠しており、高齢者講習（法第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）と同等以上になっているかどうかについて判断すること。 この場合において、高齢者講習運用通達に定める「実車による指導」に相当する教育事項については、次のいずれにも該当している必要があることに留意すること。 [(ア)～(イ) 略] [ウ 略] [2～3 略] [別添 略] [別記様式第1～3号 略]	